

○消防長が指定する避雷設備

〔平成4年4月1日〕
〔告示第9号〕

改正 平成4年9月14日告示第15号

大雪消防組合火災予防条例（昭和48年大雪消防組合条例第17号。以下「条例」という。）
第16条第1項の規定により、消防長が指定する日本工業規格をつぎのように指定する。

「J I S A4201-1992（建築物等の避雷設備（避雷針））」

附 則（平成4年9月14日告示第15号）

この告示は、平成4年9月14日から施行する。